
平成19年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成19年9月28日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成19年9月28日 午前10時開議

- 日程第1 議案第76号から議案第87号まで、議案第98号から議案第100号まで
(委員長報告～表決)
- 日程第2 意見書案について(質疑、討論、表決)
- 日程第3 閉会中の継続審査並びに調査申出について
- 日程第4 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第76号 南丹市医療対策審議会条例の制定について (市長提出)
議案第77号 南丹市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
(市長提出)
- 議案第78号 南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて (市長提出)
- 議案第79号 南丹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第80号 南丹市公共下水道事業及び南丹市農業集落排水事業整備基金
条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第81号 平成19年度南丹市一般会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第82号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第83号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第84号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第85号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)
- 議案第86号 平成19年度南丹市商品券事業特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)

- 議案第87号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第98号 政治倫理の確立のための南丹市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第99号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第100号 平成18年度(繰越)南丹市市営バス中型バス購入契約について (市長提出)

- 日程第2 意見書案について
- 日程第3 閉会中の継続審査並びに調査申出について
- 日程第4 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員 (25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企画管理部 長	松 田 清 孝	市 民 部 長	草 木 太久実

福祉部長	永塚則昭	農林商工部長	西岡克己
土木建築部長	山内明	上下水道部長	井上修男
教育次長	東野裕和	会計管理者	永口茂治

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

市長より、9月6日の平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計決算及び平成18年度南丹市商品券事業特別会計決算の提案説明における、字句の訂正の申し出がありました。また、藤井日出夫議員から9月12日の一般質問における、字句の訂正の申し出がありました。議員からの申し出は、会議規則第65条の規定により、議長において許可することとし、市長からの申し出もこれに順ずることといたします。

なお、字句等の訂正については、議長において対処いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第1 議案第76号から議案第87号まで、議案第98号から議案第100号まで

○議長（高橋 芳治君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあります。

日程第1「議案第76号から議案第87号まで、議案第98号から議案第100号まで」を一括して、議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案は、条例の制定及び改正については4件、契約案件につきましても1件、補正予算関係につきましても2件であります。

9月18日、総務常任委員会を開催し、それぞれの議案について審査を行いました。その審査の経過と結果について、報告をいたします。

議案第77号、南丹市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第78号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び

議案第79号、南丹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国の制度に順ずるものであり、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第98号、政治倫理の確立のための南丹市長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、これも全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号、平成18年度（繰越）南丹市市営バス中型バス購入契約については、バス3台購入するものであります。特に老朽化の激しい美山配車の3台を廃車し、新車を美山に2台、日吉に1台配車しようとするものであり、そして、これに伴いまして、日吉の予備車を美山に配置換えし、総台数については変更はしないものであります。新車の乗車定員は、いずれも58名であります。美山の2台はワンステップバス、日吉はノンステップバスであります。適正な契約と判断し、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第81号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第2号）については、9月補正予算の概要が資料にて配布されております関係で、議論等は省略いたしますが、内容につきまして慎重審議をした結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第87号、平成19年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、八木町へ企業誘致の虎屋に関するものであり、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中川 幸朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました、産業建設常任委員会に付託をされました議案の審査結果を報告いたします。

本件につきましては、平成19年9月19日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第80号、南丹市公共下水道事業及び南丹市農業集落排水事業整備基金条例の一部改正について、議案第81号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第2号）、議案第84号、平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号、平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第86号、平成19年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第1号）の5件については、表決いたしましたところ、全ての議案に全員が賛成で可決すべきものと決しました。

なお、南丹市商品券事業のあり方については、今後、商工会の合併協議の場でも十分な協議をいただくことが重要であるとの意見があったことを、特に申し添えておきます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会に付託をされました、議案の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会に付託されました議案76号、81号、82号、83号、99号について、9月20日に委員会を開き、審査しましたので、審査結果を報告いたします。

議案第76号、南丹市医療対策審議会条例の制定について。

諮問の内容、市内の医療機関の数等についての質問がございまして、美山町地域では極端に医師不足という問題が出ている。このような問題も、この審議会のなかで議論していかなければならないと思うが、特に医療機関との連携ということ进行全面に出して検討していく審議会にしていきたい。なお、市内の医療機関については、病院が3施設、診療所が37施設あるということでございます。

議案第76号、南丹市医療対策審議会条例の制定につきましては、全員賛成で可決いたしました。

次に、議案第81号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第2号）について。

公害対策事業費につきまして、質問がございました。これは市独自で調査をする費用なのか、特にカンポリサイクルプラザに調査費を持たせることはできないのかと。府の検査は法律に基づく検査で、規制値を超えると停止命令が出せるが、市の検査は規制値を超えている場合、停止命令が出せるのかと。また市の財政でやりますと、地元の説明するのは不適切ではないか。停止命令の裏づけが必要なのではないか。協定書にはいろんな記録の報告など、全てが示されておりますが、協定書どおりの指導や監視ができていない。この際、協定書を再検討して、地元の皆さんの合意が取れるようにすることが市としては大切ではないか。臭いの発生源になりうる産業廃棄物を搬入し、堆積されたことが臭いの発生源になっているので、具体的な数字を調査した資料の提出を求めるなどの質問に対しまして、市が独自でダイオキシン類の調査をするものである。再稼働後の調査費として計上した。府の調査も年3回ということで、今回、3回分を計上しているが、再開時期も延びているので、今年度は3回実施することは未定である。費用については、カンポと詰めができていないので、今回は歳出のみ計上しているが、三者協定に基づき、本来は事業者がするのが基本だが、地元説明会で、事業者の決めた業者では信頼できないという意見があった。事業者にはこの費用を求めていく。停止命令は、協定書第6条により停止命令が出せる。このあと、岸上副市長の出席を求め、次の質問を改めて行った。部長から協定書に基づいて停止ができるという説明があったが、協定書があるにもかかわらず監視ができていなかった。90万円の予算を組んだから安心してくださいというものではない。協定書の中でそういったことを含めてすべきで、市として停止させることができないのに90万円を組むことが本当にいいのかどうか、委員会で議論をした。細目書にも書いてあるが、屋外にごみを堆積させているのは、市としていつ頃確認していたのかの問いに対して、岸上副市長は本市として、権限・権能を持たせているわけではない。第6条にもあるように協議の上ということがあるので、当然、違反していたら京都府に言うし、京都府もうちに言います。お互いに協議をしながら、

その効力は京都府の方から発することができるということであるので、全くないということではない。臭気対策を進めるなかで、ごみが施設外に堆積していることを確認した状況である。カンポリサイクルプラザの場合は商売であり、広範囲からごみ等が集まってきている。商売の部分であり、なかなかなかまで追求できていないが、そういう部分があったのかという思いはしている。

次に三者協定の第3条で、廃棄物の内容及び数量等の記録を報告することになっているが、12月27日停止以降、衛生管理組合から搬入されるごみは全て処理されているのか。可燃ごみがどれだけ搬入され、どれだけ委託で処理し、どれだけ残っているのか。野積みになっているのはどれだけなのか、ここが悪臭防止のポイントである。カンポリサイクルプラザと協議しないと、悪臭を断ち切ることはできないという質問に対しまして、衛管に搬入されるごみについては全て積み替えて、京都市や亀岡市に運んでいるので残っていない。廃棄物の保管状況について、8月15日現在のものをつかんでいる。全てのごみ量として2,459tである。京都市・亀岡市に搬出する可燃ごみについては入っていないが、衛管が収集するビニールごみ等は、要するに、カンポリサイクルプラザに焼却以外の方法で委託している部分については入っている。このうち衛管の委託分がいくらということについては、把握できていない。減量については8月20日以降、外部に積極的に搬出する作業をしている。

カンポリサイクルプラザの自主目標値が0.1から0.05になったが、細目書の見直しはないのかの質問に対して、岸上副市長は、国の規制値が変わってきたら、当然、そういうことも起こるが、今の時点では考えていない。カンポリサイクルプラザの方でも細目書を見直す考えがあるのかといえば、全く受け付けない状況であろうと思う。その分だけ納得してもらえればいいが、見直す場合、ほかにも思いがある。それだけ変えて納得してもらうことにはならないだろうと思う。いろんな絡みが出てくるわけで、その辺では、協定書の基本的な考え方はどうするのかということに発展しかねない。こんなことも含めて無理であろう、という答弁でありました。

議案第81号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第2号）については、公害対策事業の90万円について、多くの意見が出たが、歳出に見合う歳入を、事業者であるカンポリサイクルプラザに求めることを厚生常任委員会で確認した上で、全員で可決いたしました。

次に、議案第82号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

嘱託職員は4名旧町に1人ずつ配置するか、国保だけの徴収業務を行うかの質問に対しまして、旧町に1名ずつ配置するのではなく、園部に4名配置し、支所にも徴収に行ってもらおう。国保税ということで雇っているの、国保対象家庭に行ったときに他の税も徴収することはある。

議案第82号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に

については、全員賛成で可決いたしました。

議案第83号、平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全員で可決いたしました。

議案第99号、南丹市国民健康保険条例の一部改正については、全員賛成で可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

通告はありません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はございません。

特に、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより「議案第76号から議案第87号まで、議案第98号から議案第100号まで」を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2 意見書案について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「意見書案について」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（勝山 秀良君） 件名を朗読いたします。

「地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書（案）」以上であります。

○議長（高橋 芳治君） ただいまの件名の朗読で、議案の内容はご承知願えたものと思います。

この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより、「地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書(案)」を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

日程第3 閉会中の継続審査並びに調査申出について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第3「閉会中の継続審査並びに調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申出があります。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申出のとおり、取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認め、さよう決します。

日程第4 議員の派遣について・人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第4「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配布のとおり、京都府市議会議長会定期総会に議員を派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、さよう決します。

次に「人権擁護委員候補の推薦について」、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補の推薦にあたり、議会の意見を求められています。

本件については、異議がないと意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

○議長（高橋 芳治君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成19年第3回南丹市議会9月定例会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

午前10時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳治

南丹市議会議員 川勝 儀昭

南丹市議会議員 八木 眞